

居宅介護支援契約書

重要事項説明書

個人情報提供同意書

tetote 訪問看護ステーション合同会社

居宅介護支援契約書

_____（以下、「利用者」といいます）と tetote 訪問看護ステーション合同会社（以下、「事業者」といいます）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むために必要な居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間）

- 1 この契約の契約期間は、令和____年____月____日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 上記の契約期間満了日の2日前までに、利用者から事業者に対して契約終了の申し出がない場合、契約は次の要介護認定の有効期間満了日まで自動的に更新されるものとします。

第3条（居宅介護支援の担当者）

- 1 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めます。
- 2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者側の事情により変更する場合にはあらかじめ利用者と協議します。
- 3 事業者は、担当者に対し、専門職として常に利用者の立場に立ち、誠意をもってその職務を遂行するよう指導するとともに、必要な対応を講じます。

第4条（居宅サービス計画作成）

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス

計画の作成を行います。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービス選択の機会を与えます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期または達成を目指す期間、サービスを提供するうえでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の原案に盛り込まれた指定居宅サービス事業について、保険給付の対象か否かを区分し、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族に説明し同意を受けます。

第5条（サービス提供の記録等）

- 1 事業者は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成し、これを契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内に当該利用者に関するサービスの実施記録、複写物の交付を受けることができます。
- 3 利用者または事業者が契約を解除したときは、利用者が希望した場合、事業者は直近居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し利用者に交付します。

第6条（経過観察・再評価）

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ① 利用者及びその家族と必要に応じて連絡をとり、経過の把握につとめます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業者との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態をもとに定期的にサービスについての再評価を行い、状態の変化に応じて居宅サービス計画の変更、要介護認定区分変更申請の支援等を行います。

第7条（居宅サービス計画の変更等）

事業者は、利用者が居宅サービス計画（ケアプラン）の変更を希望する場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断したときは、双方の合意をもって速やかに居宅サービス計画を変更するとともに、これに基づく居宅サービスの提供が確保されるようサービス事業者等への連絡調整等を行います。

第8条（施設入所への支援）

事業者は、利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介、その他支援を行います。

第9条（サービス利用料金の支払い）

事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）には、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することが出来ない場合は、利用者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。いったん支払って頂いた金額は、事業者が発行するサービス提供証明書を後日お住まいの市町の窓口に提出しますと、全額の払戻しを受けることが出来ます。

第10条（利用料金の変更）

第5条第1項に定めるサービス利用料金について、介護報酬の告示上の額の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することが出来るものとします。

第11条（利用者の解約権）

利用者は、事業者に対しいつでもこの契約を解約することができます。

この場合には、7日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

但し、利用者の病変等やむを得ない理由がある場合はこの限りではありません。

第 12 条（事業者の解約権）

- 1 事業者は、やむを得ない事情がある場合はその理由を示し、2 週間以上の予告期間をもってこの契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
- 2 事業者は、利用者又はその家族などの著しい不信行為により契約を継続することが困難となった場合は、事前に文書で通知し、この契約を解約することができます。

第 13 条（天災等不可抗力）

- 1 契約の有効期間中、地震等の天災その他事業者の責に帰すべきからず事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、事業者は利用者に対して当該サービスを提供すべき責務を負いません。
- 2 前項の場合に、利用者は既に実施したサービスについては、所定の利用料金を事業者に支払うものとします。

第 14 条（契約の終了）

- 1 利用者が介護保険施設に入所した場合
- 2 利用者が死亡した場合
- 3 第 11 条に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- 4 第 12 条に基づき、事業者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合

第 15 条（損害賠償）

事業者は、居宅介護支援の実施にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

第 16 条（秘密保持）

- 1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏

らすことはありません。

2 事業者は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者またはその家族の個人情報を用いません。

第 17 条（苦情対応）

1 事業者は、利用者からの相談、苦情等の対応窓口を設置してその責任者及び連絡先を明らかにするとともに、苦情の申立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

2 事業者は、利用者が苦情申立て等を行ったことを理由として何らの不利益な取扱いをすることはありません。

第 18 条（契約外条項）

この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者との協議により定めます。

第 19 条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合の裁判所は、この契約書に記載の利用者の住所地を管轄する裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者・事業者が署名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者) 住所 〒

福井県小浜市

氏名 _____ 印

上記代理人 (代理人を選出した場合)

住所 〒

氏名 _____ 印

(事業者) 住所 福井県小浜市小浜酒井 73 グランディールマンション 101

名称 tetote 訪問看護ステーション合同会社

tetote 居宅介護支援事業所

管理者 池田 明美 印

重要事項説明書(居宅介護支援サービス)

1. 事業者

事業者名称	tetote 訪問看護ステーション合同会社
代表者名	山添 陽子
事業者所在地	福井県大飯郡高浜町三明 3 - 3 4
電話番号	0770-72-2050
FAX 番号	0770-50-1972

2. 事業所

事業者名称	tetote 居宅介護支援事業所
管理者	池田 明美
事業者所在地	福井県小浜市小浜酒井 73 グランディールマン ション 101
電話番号	0770-59-2777
FAX 番号	0770-59-2776
指定年月日及び事業所番号	令和 8 年 4 月 1 日 (事業所番号)1870400536

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的：要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援することを目的とします。

運営方針：前条の目的を達成するため、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類及び特定の居宅サービスの事業所に不当することのないよう、事業を実施するとともに、公正中立に関係市町村、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業所、介護保険施設等との綿密な連携を図っていきます。

4. 職員の職種・員数職務内容

管理者：1名（介護支援専門員と兼務）

介護支援専門員：1名

事務職員：0名

5. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

月曜日～金曜日（祝祭日含む）

但し12月29日～1月3日は休み

(2) 営業時間

午前8時30分～午後5時30分まで

6. サービス内容と提供方法

(1) 居宅サービス計画の作成

提供方法は次のとおりです。

1. 地域の指定居宅サービス事業所等に関するサービス内容、利用料等の情報を本人及びその家族に提供し、本人にサービスの選択を求めます。
2. 本人の心身の状況、置かれている環境、本人及びその家族の希望等を考えて、居宅サービス計画の原案を作成します。
3. 計画原案について、サービス担当者会議、居宅サービス等の担当者に対する照会等により、専門的な見地からの意見を聴取します。そして、本人の最終的な同意を得た上で、居宅サービス計画を作成します。

(2) 情報の提供

(3) 要介護認定の申請、変更の代行

(4) 関連機関等の連絡調整

(5) 給付管理票の作成・提出

毎月、国民健康保険団体連合会へ提出し、サービスをチェックします。

(6) サービス利用にあたり、当該事業所の介護支援専門員が作成する「居宅サービス計画」に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能です。

(7) 「居宅サービス計画」に位置付けた事業所について、位置付けた理由を求

める事が可能です。

7. 利用料金

(1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護保険からのサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。

一旦支払って頂いた金額は、事業者が発行するサービス提供証明書を後日お住まいの市町の窓口へ提出しますと、全額の払戻を受ける事ができます。

要介護区分	利用料金
要介護 1・2	10,860 円
要介護 3・4・5	14,110 円

初回加算：3,000 円

新規に居宅サービス計画を作成した場合、及び要介護状態区分が 2 段階以上変更となった場合

通院時情報連携加算：500 円

利用者の診察時に介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して情報提供し、必要な情報を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合

入院時情報連携加算 I：2,500 円（2 回上限）

入院した日の内に入院医療機関に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）営業時間終了後又は、営業日以外に入院した場合は、入院の翌日を含む

入院時情報連携加算Ⅱ：2,000円

入院後3日以内に入院医療機関に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）営業時間終了後に入院した場合で、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む

退院・退所加算：4,500～9,000円

退院又は退所にあたって、医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に連携回数に応じた評価とし医療機関等におけるカンファレンスに参加した場合は上乗せで評価する。

・連携1回：4500円（カンファレンス参加無） / 6000円（カンファレンス参加有）

・連携2回：6000円（カンファレンス参加無） / 7500円（カンファレンス参加有）

・連携3回：9000円（1回以上について担当医等との会議に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る）

ターミナルケアマネジメント加算：4,000円

在宅で死亡した利用者に対して死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上居宅を訪問し心身状況を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けたサービス事業者に提供した場合算定

緊急時等居宅カンファレンス加算：2,000円

病院又は診療所の求めにより当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

8. 通常の事業の実施地域

小浜市全域とします。

交通費・・・サービスを提供・実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

9. 苦情申請窓口

当事業所	窓口担当者	管理者：池田 明美
	ご利用時間	平日 8:30～17:30
	電話	0770-59-2777
	FAX	0770-59-2776
小浜市役所高齢・障がい者元気支援課	ご利用時間	平日 8:30～17:15
	電話	0770-64-6014
福井県国保連合会	ご利用時間	平日 8:30～17:15
	電話	0776-57-1614

10. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、利用者がお住まいの市町村、当該利用者の家族等に早急に連絡し、必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償いたします。

11. その他重要事項

本重要事項説明書に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めを遵守するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

(事業者) 所在地 福井県大飯郡高浜町三明 3-34
名称 tetote 訪問看護ステーション合同会社
代表者 山添 陽子

(説明者) 所在地 福井県小浜市小浜酒井 73 グランディールマンション 101
所属 tetote 居宅介護支援事業所
氏名 池田 明美 印

私は、本書面により、事業者から居宅介護支援サービスについての重要事項の説明を受けました。

(利用者) 住所 〒
福井県小浜市 _____

氏名 _____ 印

(代理人) 住所 〒

氏名 _____ 印

個人情報提供同意書

私は、tetote 居宅介護支援事業所を私と契約した居宅介護支援事業者として認め介護保険法に基づく「居宅介護支援契約書」第 16 条(秘密保持)に関し、私
のより良い居宅サービス計画（ケアプラン）の作成のために、サービス担当者
会議等において、私、家族代表者の個人情報の有効期間中用いることに同意い
たします。

令和 年 月 日

(利用者) 私は、上記内容に同意いたします。

住所 〒

福井県小浜市

氏名 _____ 印

(代理人) 私は、上記内容に同意いたします。

住所 〒

氏名 _____ 印

(家族代表者) 私は、上記内容に同意いたします。

住所 〒

氏名 _____ 印

(事業者) 当事業者は、居宅介護支援事業所として下記に定める遵守事項を守り、この同意書に定める個人情報を、責任を持って管理保管いたします。

住所 福井県小浜市小浜酒井 73 グランディールマンション 101
事業所名 tetote 居宅介護支援事業所

管理者 池田 明美 印

事業者の遵守事項

1. tetote 居宅介護支援事業所（以下「事業者」という）は、提供・提出の同意を得た被保険者（以下「本人」という）とその家族の情報を、本人の居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、関係するサービス提供事業所等とのサービス担当者会議において共通理解を促す目的以外には使用いたしません。
2. 事業者は、提供の同意を得た書類を居宅サービス計画の作成、サービスの提供に関連する事項以外に複写又は複製を行いません。
3. 事業者は、提供の同意を得た資料を厳重に管理し、紛失、破損しないよう適正な保管に努めるようにいたします。